

ルは低くなることもあるかも知れん。もっと高くなるかも知れん。それもその時その時の経済状況によって変わってくるのであって、決して福祉だけがピチッと決まっていて、それによってすべてが計算されて出てくるというものではないということをよく言うわけです。まあそういうことがスウェーデンで聞かれる話です。最後に社会保障の総費用というのは、ここに書いておきましたけれども、1976年に879億クローネ、国が30%，地方が28%，企業が41%，本人が1%。本人負担はないと申し上げましたけれども、自営業者の負担が若干あるということで1%あがっておりまます。あとは企業が41%で一番多いわけです。でこの金額はGDPに対して、27.2%に当たりますが、最近新しい資料を手に入れてみたところによりますと1980年の社

会保障総費用が、1,450億クローネということで、かなり伸びております。879億クローネが1,450億クローネということで、非常な勢いで伸びてきていることがわかります。

結論みたいになりました繰り返すことになりますが、今後の日本の福祉を考える場合に重要なことは、福祉というものはやっぱり枠組作りなり、条件作りだということ、それからすべての施策の中に福祉政策というものを組み入れていくこと、取り入れていくこと、の二つだと思います。こういうことをスウェーデンでの体験から感じとったわけです。

（この論稿は1980年秋に開催された社会保障研究所基礎講座の講演内容の一部を収録し、本人により若干手直しされたものです。）

海外トピックス（フランス）

健 康 と 社 会 保 障

—社会保障の全国民への普及—

1980年6月25日の閣議において、厚生社会保障大臣から社会保障の普及に関する報告が提出された。

1974年から進められてきた社会保障普及政策が、個人保険制度の最終的な創設を定めた政令の公布とともに一段落したのだ。

1945年にフランスの社会保障制度の基礎が策定された時に考えられていた、あらゆるフランス人に連帯を基本とする仕組み

によって高度な社会的保護を提供するという目標が、今や達成されたのである。

1. 1974年いらいの普及策

ド・ゴール将軍が署名した1945年10月4日の政令は、全国民への社会保障の速やかな一般化と、単一制度の制定を明確にうたっている。この計画は一部職種からの反対のため実現不可能となり、社会保障があらゆる職種をカバーするには、実に30年が必要であった。そのためには、一般制度の拡大と、一部の職業に関する自主保障制度の創設が必要とされた。

しかしながら、この制度においては自身未

講演

就職女性など、一部の国民が保障を受けられずに取り残されていた。

1974年12月24日の法律は、社会保護を全国民に普及させることを、再び明らかにした。同法はとくに、1978年1月1日を期して全国民に共通の社会保障制度を設立すべきことを定めていた。また、強制保険制度の間に人口比率に応じた財政的つながりを設けるとともに、強制保険制度の調整を図ることが決められた。

1975年7月4日の法律では、1978年1月1日からフランス在住のすべての家族に家族手当を支給することと、老齢保険を全職種に広げることが定められた。

社会保障の一般化は1978年1月2日に発効した2つの法律とともに、完全なものとなった。その1つは、聖職者と修道会の構成員を対象とする強制健康保険と強制老齢年金制度の創設を定めるもので、他の1つは、任意保険に代る個人保険の創設などの措置によって健康出産保険の完全な一般化を達成するものである。

2. 社会保障の一般化と個人保険

個人保険という制度は、いかなる強制保険にも加入していない人のために設けられたものである。この制度ができた結果、フランスに居住している者は本人が拒否しない限りだれでも、疾病に対する社会的保護を受けることができることになった。

特に、強制保険制度の適用を受けられなくなった被保険者は、本人が拒否しない限り、自動的に個人保険に組み入れられる。

この場合、再び強制保険に加入するまでは個人保険制度を離れることはできない。

ただし、以下のような人々については、自動的かつ当然の権利として、個人保険の適用を認める仕組みが設けられることになっている。

一所得の少ない老齢者（特別基金の受益者については、特別基金が保険料を全額負担する。

一扶養すべき子供が1人以上あって、かつ年収が6万フラン以下の家庭（2人目の）子供からは、1人につき年収の下限を1万フラン引き上げる）については、収入に応じて保険料を家族手当金庫が負担する。なお扶養すべき子供をもつ独身女性にもこの制度が適用される。

一求職中あるいは職業訓練中の青少年には、保険料の割引きが認められる。

一失業保険の受給期限が切れた失業者に対しては、扶養義務の有無にかかわらず、保険料の一部について社会的援助がなされる。

個人保険が制度化されたことで、定職をもたずしに社会の枠外で暮している種々の人々が徐々に社会保障に加入し、継続してその恩恵を受けられるようになろう。このように、個人保険のおかげで社会保障は真に国民全体のものになるのだ。

Service d'Information et de Presse

1981年2月3日

（駐日フランス大使館情報部）